

命 令 書 (写)

再審査申立人 全日本建設交運一般労働組合大阪府本部

同 全日本建設交運一般労働組合建設一般合同支部

再審査被申立人 国（国土交通省）

上記当事者間の中労委平成24年（不再）第10号事件（初審大阪府労委平成22年（不）第30号事件）について、当委員会は、平成26年3月5日第171回第二部会において、部会長公益委員岩村正彦、公益委員仁田道夫、同藤重由美子、同島田陽一、同長谷部由起子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

初審決定を取り消し、本件各救済申立てをいずれも棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

再審査被申立人国（以下「国」という。）は、申立外社団法人B（以下「B」という。なお、その後、一般社団法人Bとなっている。）

に対し、平成17年度（以下、平成の元号は省略する。）から20年度の間、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所（以下「奈良国道事務所」という。）における道路境界明示等に関する受付・審査・立会等の業務（以下、17年度から20年度の間に各発注された奈良国道事務所における業務を称して、「本件業務」ということがある。）を1年ごとに業務委託契約又は業務請負契約を締結し行わせていたところ、21年度には上記業務を発注しなかったことから、Bは、上記業務に従事していたBの従業員A（以下「A組合員」という。）を雇止めとした。

本件は、A組合員が加入した再審査申立て人全日本建設交運一般労働組合建設一般合同支部（以下「支部」という。）及び再審査申立て人全日本建設交運一般労働組合大阪府本部（以下「本部」といい、本部及び支部を併せて単に「組合」ということがある。）が、21年5月28日付け、同年7月14日付け及び同年12月21日付けで国に対して、A組合員の雇用継続と雇用の安定を図ることに関して団体交渉を申し入れた（以下、団体交渉を「団交」といい、上記団交申入れをそれぞれ「5.28団交申入れ」、「7.14団交申入れ」、「12.21団交申入れ」とい、これらを併せて「本件団交申入れ」という。）ところ、国がこれに応じなかつたことについて、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号の不当労働行為であるとして、22年6月4日に大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に対して救済申立てをした事案である。

2 初審において請求した救済内容の要旨

- (1) 誠実団交応諾
- (2) 謝罪文の掲示

3 初審命令及び再審査申立ての要旨

大阪府労委は、24年2月13日、国は本件団交申入れに応じるべき労組法上の使用者に該当しないとして、組合の申立てを却下し、同月15日、

当事者に決定書を交付した。

組合は、同月 29 日、初審決定を不服として再審査を申し立てた。

4 本件の争点

- (1) 国は、本件団交申入れに応すべき労組法上の使用者に当たるか。（争点 1）
- (2) 国が労組法上の使用者に当たるとすれば、国の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。（争点 2）

第 2 当事者の主張の要旨

1 争点 1について

【組合の主張の要旨】

(1) ア 労組法第 7 条の使用者は、直接の雇用主に限られず、労働者の基本的な労働条件等に関して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定することができる地位にある者は、労組法上の使用者といえる。そして、就労上の職場環境はもちろん、その就労の得喪に直接影響を及ぼす関係にある実質的な派遣先事業主は、実質的な派遣労働者からの団交申入れに応じるだけの現実的かつ具体的な支配力を有するというべきである。

イ そして、 A 組合員が従事していた本件業務は、名目上は、奈良国道事務所から B に委託された業務であるが、奈良国道事務所の職員から A 組合員に対して次のような直接の指揮命令があるなど、その実態は労働者派遣であった。

(ア) A 組合員は、奈良国道事務所管理第一課において、主に、道路境界明示申請の受付等を行う業務に従事していた。この業務の処理に当たって様々な問題が起こるため、業務について分からぬことなどがあれば、奈良国道事務所の担当職員に相談して指示を受け

るなどして業務を進めていた。また、A 組合員は、要望・苦情処理等の業務も行っており、具体的には、苦情等の電話を受けると、パソコンに入力し、奈良国道事務所の建設専門官から担当出張所に連絡する旨等の指示を受け、それに従って対応していた。

そして、奈良国道事務所における業務に従事するに当たっては、

B から A 組合員に対する業務の遂行方法に関する指示はなく、A 組合員は、奈良国道事務所の職員からの指示を受けて仕事を行っていた。

- (イ) ほかにも、A 組合員は、奈良国道事務所の管理第一課以外の管理第二課、交通対策課、用地課等他の部署からの問い合わせ等に対応したり、地方自治体から管理第一課に依頼のあった業務に対応していたが、これらは、A 組合員が担当することになっている道路境界明示業務や道路の要望・苦情等の処理業務には含まれないものであった。これらの業務について、A 組合員は奈良国道事務所の職員の指示により行っていた。
- (ウ) 労働時間管理については、A 組合員は、出勤簿に印鑑をついていただけであり、休暇の取得についても、A 組合員は、まず、奈良国道事務所の職員に相談し、了承を得てから B に休暇の申請をしていた。したがって、B が自ら労働時間管理や休日の管理をする実態になかった。
- (エ) A 組合員は、業務を行うに当たり、公用車に便乗して移動していたし、書類作成なども国の一品であるパソコンを使用していたものであり、B は、自らの責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理していたものではなかった。
- (オ) 近畿地方整備局は、18年10月6日に、所管する大阪国道事務

所及び近畿技術事務所における業務について、大阪労働局長から労働者派遣法違反として是正指導を受けている。奈良国道事務所に関して指導を受けたわけではないが、違いがあるわけではなく、近畿地方整備局の記者発表資料でも、今回の是正指導を踏まえ、他の事務所についても速やかに必要な措置をとる旨述べられており、これは指導を受けた事務所以外の事務所でも同様な就労実態があるからである。

ウ また、 A 組合員は、奈良国道事務所で勤務するに当たり、国の職員から面接等を受けたことはないが、18年度以降は、 B に対する業務の発注において、 A 組合員が特定されていた。さらに、国は A 組合員の雇用に関し支配力を有しており、国が21年度に理由もなく業務の委託を打ち切ったことにより A 組合員が雇用を失うことになっている。

エ このように、国は、 A 組合員の業務に関して、その就労の決定から就労時の作業環境、作業時の支配関係はもちろん、就労の得喪に至るまで雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定し得る地位にあったものであり、労組法上の使用者に当たる。

(2) A 組合員と国との関係は、上記のとおり、派遣労働者と派遣先事業主と同様の実態にあり、国は、18年4月1日以降は、既に1年を超えて A 組合員から労務提供を受けていた。そうすると、国は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（24年法律第27号による改正により「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」となった。以下「労働者派遣法」という。）第40条の4所定の直接雇用申込義務を負う地位にあったものであるから、本件は、近い将来において、雇用関係

の成立する可能性が現実的かつ具体的に存する場合といえ、国は、労組法上の使用者に当たる。なお、労働者派遣法第40条の4について、手続要件を充たさなければ適用が認められないというのは、法を守らなければ義務が発生しないという理不尽な解釈であるから、本件において、同規定は類推適用されるべきである。

- (3) 国は、 A 組合員と雇用契約を締結していないにもかかわらず、同人に対して指揮命令をし、使用者としての権限行使をし、また、 A 組合員の雇用に支配力を有しながら、理由もなく業務委託を取りやめたために、 A 組合員が雇用を失うこととなったのであるから、国には、組合が求めた雇用の安定等を求める団交に応じるだけの責任があり、紛争解決のために交渉する場に立つことが社会的に相当である。そして、国には、その解決能力もあることから、国は、労組法上の使用者に該当するというべきである。

【国の主張の要旨】

- (1) 組合は、 A 組合員が従事していた本件業務は、国の職員から直接の指揮命令があるなど、実態は労働者派遣であった旨主張するが、国の職員からの指揮命令はなく、労働者派遣の実態にあったものではない。
ア 組合は、 A 組合員は業務について分からぬことがあると、奈良国道事務所の職員に質問しながら仕事をし、担当職員からも指示があつた旨主張する。しかしながら、20年度請負契約書の第9条第2項第2号において、「この契約書及び設計図書の記載内容又は乙（ B ）が作成した図面等に関する乙（ B ）の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答」する事が定められており、業務の担当者である A 組合員からの相談に対し、奈良国道事務所の職員が回答していたことは、 A 組合員が業務を遂行するために必要な適正な処理方法の確認に対して、回

答しているにすぎず、国の職員から A 組合員に対する直接の指示ないし命令ではない。

イ 組合は、A 組合員は、B が受注した業務以外の業務に従事させられていた旨主張するが、事実に反する。

19年度の業務内容は、特記仕様書に規定され、さらに、特記仕様書に基づき、B から奈良国道事務所に対し、業務計画書が提出されており、B の受注業務内容の確認が行われていた。その業務計画書の中の業務内容に記載されているとおり、「⑭その他、境界明示に関することで、監督職員が指示する事項」も B が請け負うことが確認されており、境界明示に関することで監督職員が指示する事項は、B の受注業務であり、A 組合員の業務となるものであった。

そして、奈良国道事務所と B との間の各年度における請負契約書には、発注者は、監督職員（17年度及び18年度は調査職員）を通じて、受注者の主任技術者（17年度及び18年度は管理技術者）に対して指示等を行うことができる旨明記されており、業務に関する指示等は、定例の打合せにおいて、B の主任技術者に伝えられていた。19年度においては、主任技術者の現場での代務者である現場責任者として A 組合員が配置されており、同人は、その当時週1回行われていた定例打合せに参加し、そこで奈良国道事務所の監督職員から A 組合員に対して連絡事項の伝達及び指示が行われていた。この打合せにおける指示等は、発注者である奈良国道事務所から受注者である B に対するものであった。

境界明示申請手続を伴わない関係自治体、国の機関等からの道路敷地境界の確認依頼、資料確認依頼、あるいは国道工事に伴う事務所内での道路敷地境界、関係資料の確認等の業務については、奈良国道事

務所と B との間の定例打合せにおいて、監督職員から B の現場責任者に対して指示がなされ、B すなわち A 組合員の業務内容になっていたものであり、A 組合員の業務ではないとする組合の主張は事実に反する。

ウ 就業時間については、A 組合員と B との間の雇用契約において合意されている。また、B では、契約職員の就業時間の管理办法として、B の様式である出勤簿、出勤表、業務職員勤務報告書、勤務時間報告書等を作成し、これらを当該職員に記載、押印させて、B に提出させており、A 組合員の就業時間、出勤日数、時間外勤務の日時等は、B が決定管理しており、国が決定、管理したり、指示したりするなどの関与は一切ない。

休暇の承認についても、A 組合員は、休暇を申請する際、奈良国道事務所の職員に確認した旨供述するが、これは、国が A 組合員の休暇について承認するかどうかの決定権限を有していたとの趣旨ではなく、休暇の承認自体については、B が行っていたことは同人も認めている。加えて、18年10月に B が、大阪国道事務所等から受託している業務について、大阪労働局長から是正指導を受けたことを機に、B での所属長会議、全体会議で、今後、近畿地方整備局の事務所等への休暇等の報告をしないよう趣旨の徹底が図られている。

エ 18年10月6日に大阪労働局長から是正指導があったのは、大阪国道事務所及び近畿技術事務所の業務についてであり、A 組合員が従事していた奈良国道事務所の業務は対象外であった。是正指導の理由は、「①当該委託契約特記仕様書で業務に従事する B 職員の人数を貴事務所が指定していること」及び「②当該業務に従事する B 職員の休暇については、事前に報告書を提出させることに

より貴事務所職員が休日の管理を行っていること」の2点であり、組合が問題としている指揮命令については言及されていない。

(2) また、そもそも、国が A 組合員に対して雇用主と同視し得る程度に現実的かつ具体的な支配力を有しており、労組法第7条の使用者とうべきかどうかの判断に当たっては、「就労の条件に関する場面」と「雇用そのもの（採用、配置、雇用の終了）等の一連の雇用の管理に関する場面」とで区別して検討されるべきであり、仮に A 組合員が国の職員から直接的な業務指示を受けたり、B の受託業務範囲を超えて国の業務に従事していたとしても、その事実のみをもって国に労組法第7条の使用者性があるとは認められない。そして、本件において、組合による国に対する本件団交申入れに係る団交事項の内容は、A 組合員の雇用の継続と雇用の安定を図ることであり、このような雇用そのものに関する事項について、労組法第7条の使用者性が認められるには、国が、A 組合員の雇用そのものに関して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していることが必要と考えられる。しかしながら、以下のとおり、国は A 組合員の雇用そのものに関して何ら関与していない。

A 組合員の採用、雇用条件等の決定は、雇用主である B において行われたものであり、国はこれらの決定に関与しておらず、意見を述べたこともなく、決定権限も有していない。当然のことながら、B が、本件業務を履行するために、業務従事者として誰を選択するかについても B が判断するところであり、国は人選について何ら関与していない。また、国の B に対する本件業務の委託契約は、各年度ごとの単年度契約であり、業務の必要性を判断して発注しているものであり、20年度の委託契約は21年3月31日に期間満了のために終了したものであって、国側から契約を打ち切った事実はない。そして、当該

業務に従事していた B の従業員をどう処遇するかは、当該従業員の雇用主である B の問題であって、20年度の委託契約の終了によつて、B が A 組合員との1年間の労働契約を期間満了をもつて終了させたとしても、これは B と A 組合員との有期労働契約の問題であつて、国は何ら関与していない。

したがつて、国は、A 組合員の雇用そのものに関して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているものではなく、労組法第7条の使用者であるとは認められない。

2 争点2について

【組合の主張の要旨】

国は上記のとおり、労組法上の使用者に当たり、A 組合員の雇用ないし雇用の安定に関して責任を有し、また、本件団交申入れに係る団交事項について解決能力を有することも明らかであるから、本件団交申入れに応じなかつたことは正当な理由のない団交拒否である。

【国の主張の要旨】

国は、本件団交申入れに係る団交事項について、そもそも労組法上の使用者の地位ではなく、また、国においては、A 組合員の直接雇用や雇用の安定を図るためのあっせん行為等についての権限行使の可能性もないのであるから、本件団交申入れに応じなかつたことは正当な理由のない団交拒否であるとはいえない。

第3 当委員会において認定した事実

1 当事者等

(1) 国（国土交通省）

国は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等を任務とする責任官庁として

国土交通省を設置している。国土交通省は、近畿地方整備局等の地方整備局を設置しており、近畿地方整備局には、その下部組織として、国道の改築及び修繕工事、維持その他の管理を所掌事務とする奈良国道事務所、大阪国道事務所等がある。

(2) 組合

ア 本部は、肩書地に事務所を置き、大阪府下における建設、運輸、鉄道、生コン、ダンプなどの労働者で組織される労働組合で、初審審問終結時の組合員数は約 1000 名である。

イ 支部は、本部の下部組織であり、肩書地に事務所を置き、大阪府下の建設関連労働者やメンテナンス関連労働者等で組織される労働組合で、初審審問終結時の組合員数は約 100 名である。なお、支部には A 組合員が加入し所属している。

(3) B

B は、奈良国道事務所や大阪国道事務所からの業務を請け負うことがあった。また、B 内の組織として奈良支所がある。

2 A 組合員の就労の経過及び雇用関係

(1) 株式会社 C への就職

昭和 63 年 4 月、A 組合員は、C に正社員として入社し、主に土木工事の測量の業務に携わり、在職中の 2 年 9 月に測量士補の資格を取得した。

(2) B への転籍までの経緯

ア B は、16 年度に、国（奈良国道事務所）から、本件業務と同様の業務を受託していたところ、17 年度も本件業務を受託することとなった。しかしながら、16 年度に奈良国道事務所における業務に従事していた B の職員が、17 年 4 月以降、別の部署での仕事に従事することとなったため、B の Z1 用地部長は、同年 3 月

頃、Cに対し、本件業務に従事できる者をBに出向させるこ
とを依頼した。

イ 同月28日、CのZ2社長は、A組合員を連れてB
の用地部に出向き、話し合いが持たれた。話し合いでは、Bから、
A組合員が行う業務の内容や勤務条件について説明があり、その
結果、A組合員がBへ出向することが決まり、BとC
との間でA組合員の出向契約が締結された。

ウ Bは、上記イの出向契約に基づき、A組合員との間で、1
7年4月1日付け雇用契約書をもって次の内容等の雇用契約を締結
し、同人を本件業務に従事させた。なお、A組合員が17年4月
から奈良国道事務所で就労するに当たり、奈良国道事務所の職員が
A組合員の面接を行ったり、勤務条件の説明をしたりすることはな
かつた。

雇用期間	17年4月1日から18年3月31日
所 属	B 用地部
身 分	事務員
就業場所	近畿地方整備局奈良国道事務所管理第一課
業務内容	道路敷地等調査技術業務
就業時間	8時30分から17時00分
休憩時間	12時00分から13時00分

エ Bは、18年度も国（奈良国道事務所）から本件業務を受託す
ることとなり、Cとの間でA組合員の出向契約を締結した。
また、Bは、A組合員との間で、18年4月1日付け雇用
契約書をもって、雇用期間を18年4月1日から19年3月31日
までとするほかは、17年度と同一の条件で雇用契約を締結し、同
人を本件業務に従事させた。

オ 就業時間の変更

B は、 A 組合員との間で、18年6月30日付け変更雇用契約書をもって、同年7月1日から、A 組合員の就業時間を8時30分から17時15分まで、休憩時間を12時15分から13時00分までと変更することを合意した。

この就業時間の変更は、国職員の勤務時間変更に合わせて行われたものであった。

カ B は、18年4月6日、大阪労働局から、B が建設コンサルタント会社各社からの出向社員により行っている業務の実態調査を受け、その後、これが職業安定法に違反するとの指摘を受けたことから、同年8月31日、出向元各社に対する説明会を開催し、18年度の残りの期間の業務については、出向契約を解約し、B から出向元各社に業務を再委託することとし、19年度以降は、出向社員が希望すれば、B において、契約職員又は業務職員として雇用して業務を行うことを検討している旨説明した。

B は、18年9月21日には、C と個別に面談を行い、出向契約を解約して、18年度の残りの期間の業務を再委託する旨、翌年度以降 A 組合員が B による直接雇用を希望するのであれば、契約期間1年の契約職員として雇用することを検討している旨説明し、A 組合員の意向を確認しておいてほしい旨伝えた。

キ Z2 社長は、18年9月下旬、A 組合員に対し、C と B との間の出向形態が法律に抵触すると指摘されていることから、A 組合員の出向を解消する必要がある旨説明した。また、Z2 社長は、A 組合員に対し、A 組合員が19年4月以降も奈良国道事務所における業務に従事することを希望するのであれば、C を退職して B の職員となる必要がある旨説明したとこ

ろ、 A 組合員は、後日回答する旨答えた。

A 組合員は、18年10月下旬頃、Z2 社長に対し、Bへの転籍を希望する旨を伝え、A 組合員の希望は、同月30日、B に伝えられた。

ク B は、18年10月4日、大阪労働局長から、建設コンサルタント会社からの出向社員により行っている業務の実態を是正するよう指導を受けたことから、C との間で、A 組合員に係る出向契約を同年11月30日限りで解約し、同年12月1日以降の18年度の残りの期間の業務を同社に再委託する契約を締結した。

また、B は、C との間の上記出向契約の解約に伴い、同年11月30日をもって A 組合員との雇用契約を解約した。A 組合員は、同年12月1日から19年3月末まで、C の社員として、引き続き、本件業務に従事した。

ケ B の職員は、19年1月初旬から中旬頃、奈良国道事務所を訪れ、A 組合員に対し、次の内容等の雇用条件が記載された書面を交付し、A 組合員は、同年2月5日、B に対し、その条件による採用を応諾する旨の採用応諾書を提出した。なお、B の職員が、奈良国道事務所を訪れ、A 組合員に雇用条件が記載された書面を交付する際、奈良国道事務所の職員が立ち会ったり、同席したりすることはなかった。

配属先 用地部

身分（職位） 契約職員

雇用期間 19年4月1日から20年3月31日

雇用期間の更新 次の条件を満たすときに雇用期間を更新する

- ・従事する業務が継続されるとき
- ・勤務成績が良好であると認められるとき

- ・健康で正常に就業できるとき

(3) B への転籍

ア A 組合員は、19年3月末に C を退職し、B との間で、同年4月1日付け雇用契約書をもって次の内容等の雇用契約を締結し、本件業務に従事した。なお、A 組合員が、B に契約職員として雇用されるに当たり、奈良国道事務所の職員が、A 組合員の面接をしたり、勤務条件の説明をしたりすることはなかった。

雇用期間 19年4月1日から20年3月31日

所 属 B 奈良支所

身 分 契約職員

就業場所 B 奈良支所 奈良国道事務所

業務内容 道路敷地等調査技術

就業時間 8時30分から17時15分

休憩時間 12時15分から13時00分

イ B は、A 組合員との間で、20年3月28日付け雇用契約書をもって、雇用期間を20年4月1日から21年3月31日までとすること、就業場所が奈良国道事務所のみとされたこと及び年次有給休暇の日数のほかは、19年度と同一の条件で雇用契約を締結し、同人を本件業務に従事させた。

3 B と国（奈良国道事務所）との間の契約内容について

国（奈良国道事務所）は、17年度から20年度の間、B との間で、道路境界明示等に関する受付・審査・立会等の業務の委託契約あるいは請負契約を以下のとおり各年度ごとに（17年度及び18年度は業務委託契約、19年度及び20年度は業務請負契約）締結していた。

なお、各年度ごとに契約の名称や業務内容が多少異なるが、道路境界明示等に関する受付・審査・立会等及び道路に関する意見・要望等の受理・

とりまとめ等の業務（以下、これらの業務を「本件主業務」という。）は、いずれの年度においても業務の内容とされていた。

(1) 17年度の契約

国（奈良国道事務所）と B は、17年4月1日付け「用地補償技術業務委託契約書」（以下「17.4.1委託契約書」という。）により、委託契約を締結した。なお、同年度においては、本件主業務のほかに、道路法第24条に基づく申請書類の受付・審査の業務も業務内容とされていた。

17.4.1委託契約書には、次のような記載があった。なお、甲は国（奈良国道事務所）を、乙は B を指す。

- 「1 委託業務名 道路敷地等調査技術業務
 - 2 委託業務の場所 奈良県（中略）奈良国道事務所
 - 3 委託期間 平成17年4月4日～平成18年3月31日
- (中略)

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書に定めるもののほか、別冊の用地補償技術業務委託共通仕様書及び同特記仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(中略)

(調査職員)

第5条 甲は、委託業務の履行について自己に代わって指示し、若しくは協議する職員（以下「調査職員」という。）を定め、書面によりその官職及び氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書等で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

一 契約の履行について乙又は第6条に基づいて定められる管理技術者に対する指示、承諾又は協議

二 業務の処理のために必要な図書の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾

三 業務の処理状況の確認

(管理技術者等)

第6条 乙は、乙が委託業務を処理するために使用する者を指揮し、監督する管理技術者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく乙の権限（委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、次条第1項、第2項、第5項及び第6項に係る権限並びにこの契約の解除に係る権限を除く。）を行使することができる。

3 乙は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

4 甲は、乙に対して、乙が委託業務を処理するために使用している者（管理技術者を除く。以下「補償技術者」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

(2) 18年度の契約

国（奈良国道事務所）と B は、18年4月3日付け「用地補償技術業務委託契約書」により、委託契約を締結した。契約の内容は、「委

託業務名」が「平成18年度道路敷地等調査技術業務」、「委託期間」が「平成18年4月4日～平成19年3月30日」となっていること及び委託料の金額以外は、17.4.1委託契約書とほぼ同様の内容であった。なお、同年度における業務内容は17年度と同様であった。

(3) 19年度の契約

ア 請負契約

国（奈良国道事務所）とBは、19年4月2日付け「業務等請負契約書」（以下「19.4.2請負契約書」という。）により請負契約を締結した。なお、同年度においては、本件主業務のほかに、道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請の受付・審査の業務も業務内容とされていた。

19.4.2請負契約書には次のような記載があった。なお、甲は国（奈良国道事務所）を、乙はBを指す。

「1 業務及び作業の名称 平成19年度管理第一課管理技術補助業務

2 履行の場所 奈良県（中略）（奈良国道事務所）

3 履行の期間 自平成19年4月3日

至平成20年3月31日

（中略）

（総則）

第1条 請負者（以下「乙」という。）は、別冊の仕様書（金額を記載しない設計書、図面を含む。以下同じ。）に基づき、頭書の期間内に頭書の業務及び作業を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないものについて疑義があるときは、注文者（以下「甲」という。）と乙とが協議して定めるものとする。

(中略)

(監督職員、主任技術者及び現場責任者)

第9条 甲は、この契約の履行について、自己に代わって監督し
若しくは指示する監督職員を定め、通知するものとする。

- 2 乙は、業務を履行するため、自己の権限の一部を委任し、業
務を管理させる主任技術者と履行場所において業務を行う業務
従事者を定め、委任された権限の内容及び必要事項を書面によ
り甲に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。
- 3 主任技術者は、業務の履行に関し、甲又は甲の定めた監督職
員の指示等を受ける任に当たるとともに、乙の業務の履行に関
し業務従事者に対して業務の指示及び指導監督を行うものとす
る。

- 4 乙は、業務の履行に際し複数の業務従事者を配置するときは、
甲又は甲の定めた監督職員の指示等に速やかに対応するため、
必要がある場合は現場責任者を定めることができるものとする。
その場合においては、現場責任者に委任された権限の内容及び
必要事項を書面により甲に通知しなければならない。これを変
更した場合も同様とする。

- 5 現場責任者は、業務の履行に際し甲又は甲の定めた監督職員
の指示を受けるとともに、業務の履行に関し、業務従事者に対
して業務の指示及び指導監督を行うものとする。」

イ 特記仕様書

19.4.2 請負契約書に基づく請負契約に係る特記仕様書には、
次のような記載があった。

(ア) 業務計画書の作成について

「第6条 業務計画書の作成

受注者は、次の内容を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、記載事項に変更が生じた場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出するものとする。

- ①技術補助業務に従事する者の氏名、経験、資格
- ②業務実施場所
- ③業務処理計画、申請書等に関する取扱に留意事項
- ④その他、業務処理上確認すべき事項等

」

(イ) 主任技術者の業務及び現場責任者の業務について

「第10条 主任技術者の業務

1) 履行状況把握

主任技術者は、技術補助員から業務の履行状況を書面若しくは口頭で報告を受け、日常的に履行状況の把握に努めなければならない。

2) 監督職員との打合せ

主任技術者は、週に1回以上監督職員と業務の履行状況等について打合せを行い、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督職員に報告するとともに、本業務に従事する担当者に周知しなければならない。

3) 現場責任者の配置

受注者は、主任技術者の現場での代務者として、本業務の従事する担当者から、現場責任者を配置することが出来る。

この場合、上記2)の打合せについて、主任技術者と監督職員の打合せを月1回以上とし、その他の打合せを現場責任者を代務者として行うことができるものとする。

第11条 現場責任者の業務

1) 主任技術者との連携

現場責任者は、常に主任技術者と連絡をとり、連携して業務を実施するものとする。

2) 履行状況把握

現場責任者は、本業務で配置される技術補助員の業務の履行状況を日常的に把握し、監督職員から状況の説明を求められた場合は、これに応じるとともに主任技術者へ速やかに報告しなければならない。

3) 監督職員との打合せ

現場責任者は、監督職員から打合せを求められた場合は、これに応じなければならない。また、その結果について相互に確認した内容を書面にして調査職員に提出するとともに、主任技術者に報告し、本業務に従事する担当者に周知しなければならない。」

(ウ) 業務内容について

「第12条 業務内容

本業務は、道路に関する意見・要望等の受理・とりまとめ、境界明示等に関する受付・審査・立会等の道路管理の補助、道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請の受付、審査、許可証の交付に至るまでの以下の業務を行うこととする。

1) 意見・要望等の処理（約100件／年間）、境界明示等に係る処理（約100件／年間）

①電話等による苦情・要望を受け、場所・内容・氏名・連絡先等確認する。

②苦情・要望の内容により、担当課、担当出張所に連絡し、

- 対応を依頼する。
- ③上記内容をシステムに入力するものとする。
- ④境界明示申請の内容に形式的不備がないか検証し受理するものとする。
- ⑤申請の前段階の既資料の有無、境界・基準点の確認等の相談に応じる者とする。
- ⑥境界についての資料を整理、収集する。(法務局等の調査を含む。資料作成には AUTO CAD を使用する。)
- ⑦境界に係る現地の状況を調査するものとする。
- ⑧所有者など関係者との立会日時を代理人等に連絡するものとする。
- ⑨現地で関係者と境界の立会を行うものとする。
- ⑩提出された明示図をチェックし、問題ないものは明示書を作成する。
- ⑪明示書の交付あるいは明示図の訂正について代理人等に連絡する。
- ⑫明示書を代理人等に交付し、あるいは訂正された明示図の受理を行うものとする。
- ⑬台帳、敷地に関する各種資料を整理・作成・収納する。

2) (略) 」

ウ 業務計画書

上記イの特記仕様書第6条に基づき、Bは、19年度管理第一課管理技術補助業務について、「業務計画書」を作成し、奈良国道事務所に提出した。

同業務計画書には、業務内容として、上記イの特記仕様書第12条1)に記載された①から⑬までの業務の記載に続いて、「⑭その他、

境界明示に関することで、監督職員が指示する事項」と記載されていた。

また、同業務計画書には、現場責任者の配置について、「現場責任者（A 技術補助員）を代務者とし、現場責任者として配置します。」との記載があった。

(4) 20年度の契約

ア 請負契約

国（奈良国道事務所）とBは、20年4月1日付け「測量・調査業務等請負契約書」（以下「20.4.1請負契約書」という。）により請負契約を締結した。なお、同年度においては、本件主業務のほかに、道路法第24条に基づく申請書類の受付・審査の業務及び道路法第32条・35条に基づく申請書類の受付・審査の業務も業務内容とされていた。

20.4.1請負契約書には次のような記載があった。なお、甲は国（奈良国道事務所）を、乙はBを指す。

- 「1 業務等の名称 平成20年度奈良国道事務所管理第一課占用
・請願工事等受付・審査業務
 - 2 履行場所 奈良県（中略）（奈良国道事務所管内）
 - 3 履行期間 平成20年4月2日から
平成21年3月31日まで
- （中略）

（総則）

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に

従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務等の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（中略）

（監督職員）

第9条 甲は監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の主任技術者に対する業務等に関する指示
- 二 この契約書及び設計図書の記載内容又は乙が作成した図面等に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 三 この契約の履行に関する乙又は乙の主任技術者との協議
- 四 業務等の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 五 業務等を履行するために甲が作成した図書等の交付

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(中略)

(主任技術者)

第11条 乙は、設計図書に定める場合には、成果物を作成するために必要な調査又は測量の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 主任技術者は、この契約の履行に関し、業務等の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 乙又は主任技術者は、前項の作業を現場で行う間は当該現場において立ち会い、監督職員の指示に従い、現場の取締り及び当該作業に係る業務等に関する一切の事項を処理しなければならない。」

イ 特記仕様書

20.4.1 請負契約書に基づく請負契約に係る特記仕様書には次のような記載があった。

「第5条　主任技術者の業務

①迅速な措置

(略)

②履行状況把握

主任技術者は、本業務に従事する担当者の業務の履行状況を書面若しくは口頭で報告を受け、日常的に履行状況の把握に努めなければならない。

③監督職員との打ち合わせ

主任技術者は、週1回以上監督職員と業務の履行状況について、打ち合わせを行い、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督職員に提出するとともに、速やかに本業務に従事する担当者に周知しなければならない。

④現場責任者の配置

請負者は、主任技術者の現場での代務者として、本業務に従事する担当者から、現場責任者を配置することができる。

この場合、上記③の打ち合わせを月1回以上とし、その他の打ち合わせは現場責任者を代務者として行うことができるものとする。

(中略)

第11条　業務内容

道路占用・請願工事等受付・審査業務の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、各項目における業務内容については、【別紙-1】のとおりとする。

①意見・要望、申し立て等に係る授受、現地立会い、審査、とりまとめ等の補助。(約700件)

- ②境界明示申請の受付、とりまとめ等の補助。（約100件）
- ③道路法第32条・35条に基づく申請書類の受付補助。（約50件）
- ④道路法第24条に基づく申請書類受付、審査の補助。（約10件）

上記業務の実施にあたり、①～④の業務に1人が同時に対応できる体制を整えなければならない。」

特記仕様書第11条に規定する別紙－1には次のような記載があった。

「○業務内容について

- ①意見・要望、申し立て等に係る授受、現地立会い、審査、とりまとめ等の補助。
 - ・電話等による苦情・要望を受け、場所・内容・氏名・連絡先等確認し、記録する。
 - ・苦情・要望等の内容により、担当課、担当出張所へ連絡し、対応を依頼する。
 - ・必要な場合は、現地の調査を行い、相手方に処理内容等必要な連絡を行う。
- ②境界明示申請の受付、とりまとめ等の補助。
 - ・境界明示申請の内容に不備がないか審査し受理する。
 - ・申請の前段階の既明示の有無、境界・基準点、道路幅員等の相談に応じる。
 - ・境界についての資料を整理、収集する。（法務局等の調査を含む。）
 - ・境界に係る現地の状況を調査する。
 - ・台帳、敷地に関する各種資料を整理・作成・収納する。

③道路法第32条・35条に基づく申請書類の受付補助。

- ・奈良国道事務所管理第一課に直接来所した申請に関する相談対応及び受付補助。

④道路法第24条に基づく申請書類の受付補助。

- ・奈良国道事務所管理第一課に直接来所した申請に関する相談対応及び受付補助。

」

4 奈良国道事務所における A 組合員の就労の実態について

(1) 概要

A 組合員は、17年4月から21年3月までの間、奈良国道事務所において、上記3のとおり国（奈良国道事務所）が B に発注した本件業務に従事し、主に、本件主業務を行っていた。

A 組合員が17年4月に奈良国道事務所で就労を開始するに当たり、B からは、業務の進め方についての説明はなく、A 組合員は、奈良国道事務所の職員から、道路境界明示業務に係る事務取扱要領等を渡され、これに従って作業を進めるように指示され、しばらくの間は、奈良国道事務所の職員とともに業務を行い、仕事を覚えていった。

また、上記3(1)、(2)、(3)ア、(4)アのとおり、本件業務に関して、B の管理技術者（17年度及び18年度の契約における名称）あるいは主任技術者（19年度及び20年度の契約における名称）が、奈良国道事務所の調査員（17年度及び18年度の契約における名称）あるいは監督職員（19年度及び20年度の契約における名称）からの業務指示を受ける任に当たるとともに、本件業務の従事者に対して、業務の指示及び指導監督をすることとされていたところ、17年度及び18年度の管理技術者は Z3 、19年度の主任技術者は Z4 、20年度の主任技術者は Z5 であり、いずれの年度においても、A 組合員は、管理技術者あるいは主任技術者とされてはいなかった。

なお、上記3(3)アのとおり、19年度においては、主任技術者の方に、監督職員の指示等に速やかに対応するため、必要がある場合、現場責任者を定めることができるとされていたところ、A組合員は、同年度において現場責任者とされていた。

(2) 道路境界明示業務

道路境界明示業務とは、道路敷地と道路以外の公共用地又は私有地(以下「私有地等」という。)との境界が、道路台帳、用地実測平面図、敷地調査により作成された図面又は用地境界杭によって明らかな場合及び道路区域と私有地等との境界が資料又は区域決定(変更)図によって明らかな場合において、その境界を各々私有地等の所有者の申請により、書類をもって明らかにする業務である。

道路境界明示業務に関して A組合員が行っていた業務は、次のようなものであった。

ア 事前相談等

奈良国道事務所には、境界明示申請をしようとする者やその代理人である土地家屋調査士、測量士等が、申請予定箇所につき過去に境界明示がなされているか否かを確認するための相談に来ることがあり、A組合員はこうした相談者に、奈良国道事務所に保管されている境界明示に関する文書を提示して、既に境界明示がなされているか否か等を回答することがあった。

A組合員は、難しい相談案件については、奈良国道事務所の職員に同席を求めることがあり、同職員が同席して相談に応じることがあった。そのほかにも、A組合員は、自分で判断できない事案があったときには、奈良国道事務所の職員に相談することがあり、同職員はこれに回答していた。

イ 申請書受付、審査、資料調査

道路境界明示の申請者は、申請書、土地の登記簿謄本、字限図、付近見取図、実測平面図、委任状（代理人が行う場合）等の書類一式を奈良国道事務所管内の所轄の出張所に提出し、各出張所において、担当者が申請書の受理及び書面の審査を行った後、奈良国道事務所に申請書等が送付されることになっていた。

各出張所から奈良国道事務所に申請書等が送付されると、A組合員は、送られてきた申請書等の形式審査を行い、不備があれば申請者代理人に連絡して補正を指示し、不備がなければ境界明示受付簿に必要事項を記載していた。

その後、A組合員は道路境界明示のために必要な関連資料の調査・収集作業を行っていた。これは、現地調査や現地立会いに備え、関連資料の収集を行うものであり、既明示箇所の申請の場合には、新規申請時の調査資料に加え、既明示の際に利用した関係資料及び既明示図面を調査するなどといったものであった。

ウ 現地調査及び現地立会い

(ア) 現地調査

奈良国道事務所の職員は、A組合員が調査・収集した道路境界明示に関する資料を基に、資料と現地との一致の有無、境界の位置について、現地に赴き確認調査を行い、A組合員もこれに同行していた。

A組合員は、現地調査に当たり、奈良国道事務所の職員との日程調整を行い、公用車の配車手続を行っていた。

(イ) 現地立会い

現地調査の結果を踏まえ、国として主張する境界線が決定されると、申請者ないしその代理人と、奈良国道事務所職員等が現地に立ち会い、境界線を相互に確認する現地立会いが行われ、A

組合員もこれに同行していた。

A 組合員は、現地立会いに当たり、関係当事者との日程調整を行い、公用車の配車手続を行っていた。

18年度及び19年度に、奈良国道事務所管理第一課の専門員として、道路境界明示に関する事務に従事していた Y1 は、現地立会いにおいて、 A 組合員に国として主張する境界線を申請者側に伝えさせることがあった。また、Y1は、現地で申請者から質問があるなど、分からぬことがあった場合には、 A

組合員に対して、現地立会いを行っている現場の過去における境界明示の有無やコンクリート杭の有無等について、同人が持参している境界明示に関する資料を見せるよう頼んだり、確認を求めるなどしていた。

(ウ) 道路境界判断の相談

現況図と地積測量図が整合しない場合や現地立会いで道路境界に関する申請者と国の主張が一致しないなど、国として主張すべき道路境界について判断が必要となった場合には、奈良国道事務所管理第一課の建設専門官や課長が職員から相談を受け、建設専門官や課長が判断をしていた。奈良国道事務所の職員で現場立会い等に行くのは管理係長や専門員であり、現場で判断ができない場合には、持ち帰って、管理係長や専門員が、課長や建設専門官に報告・相談し、 A 組合員は報告の際に同席することがあった。

エ 道路敷地境界明示調査表への記載

現地立会いにより境界明示線が決まると、 A 組合員は、資料調査、現地調査及び現地立会いの内容、境界決定の根拠経緯等、調査確認事項を道路敷地境界明示調査表に記載していた。

オ 道路敷地境界明示図の受理・審査

奈良国道事務所は、現地立会いにより境界明示線が決まり、新たに境界杭の設置が必要であれば、杭等を申請者に渡し、現地立会いで確認した境界点への設置を依頼していた。

申請者は、現地立会いに基づき、境界標などが入った図面（明示図）を作成し、奈良国道事務所に提出することとされていた。

A 組合員は、明示図の提出を受け、体裁や現地立会い時に確認した位置に用地境界杭等が埋設されているかなどを確認していた。

カ 決裁

明示図に問題がなければ、決裁が行われる。 A 組合員は、決裁のために必要な関係書類の整理等を行い、職員が決裁に当たって説明する際に同席することがあった。

キ 道路敷地境界明示書発行

決裁終了後、明示書等に公印が押印され、明示書が申請者に交付される。

(3) 道路に関する意見・要望等の受理・とりまとめ等の業務

道路に関する意見・要望等の受理・とりまとめ等の業務は、道路に関する苦情を受け付けて、コンピュータの苦情処理システムに入力し、苦情対応を担当する出張所等に依頼するというものであった。

同業務は、奈良国道事務所管理第一課の職員も行っており、 A 組合員は、奈良国道事務所管理第一課の職員が離席中あるいは電話又は来訪者との対応中等に、苦情を受け付け、上記処理を行っていた。また、17年度及び18年度において、道路に関する苦情受付の主な担当者であった Y2 専門官は、 A 組合員から、苦情内容について、どの部署に処理を依頼するか分からぬ旨尋ねられた際、これに回答していた。

(4) 業務打合せ及び業務指示

ア 業務打合せ

上記 3 (3) イ (イ)、(4) イのとおり、奈良国道事務所の監督職員と B の主任技術者とは、週に 1 回以上業務打合せを行うこととされ、現場責任者を主任技術者の代務者として置く場合には、監督職員と主任技術者との業務打合せは月 1 回以上とし、そのほかの業務打合せは現場責任者が行うものとされていた。業務打合せにおいては、B 側出席者から奈良国道事務所の監督職員に対して、前回の打合せ以降に行った作業内容の報告があり、監督職員からは、B 側出席者に対して、今後 1 週間の作業予定の伝達を行うほか、定型的な業務以外の業務について、個別の業務依頼が行われていた。

19 年度においては、奈良国道事務所の監督職員は、Y3 、 Y4 、 Y5 及び Y1 、 B の主任技術者は Z4 であり、また、 A 組合員は、現場責任者とされていた。そして、19 年度における業務打合せは、おおむね 1 週間に 1 回行われたところ、 B の出席者として Z4 が出席したのはおおむね 1 か月に 1 回程度であり、 A 組合員は、全ての打合せに出席していた。なお、奈良国道事務所からは主に Y5 及び Y1 が出席していた。 A 組合員は、打合せ後に、打合せで行われた作業報告や奈良国道事務所からの指示事項の概要を記載した打合せ記録簿を作成し、奈良国道事務所の監督職員及び B の主任技術者がこれを確認して押印していた。 Z4 は、打合せに出席しない場合であっても、打合せ記録簿に押印していた。なお、打合せ記録簿には主だった指示事項が記載されており、打合せにおいては、記載以外の事項も指示されていた。

イ 業務打合せにおける業務指示

業務打合せにおいて、奈良国道事務所は、Bの出席者に対し、次のような業務を指示することがあった。

(ア) 19年6月18日の業務打合せにおいて、五條市からの地籍調査に伴う立会依頼に対応するため、現地立会いまでに資料の調査及び準備等をしてほしい旨依頼した。

同日の業務打合せにおけるB側の出席者はA組合員のみであった。

(イ) 同年7月17日の業務打合せにおいて、五條市で発生した単価契約業務について、業者との間で打合せがあるので同席を願いたい旨依頼した。

同日の業務打合せにおけるB側の出席者はA組合員のみであった。

(ウ) 同年7月31日の業務打合せにおいて、斑鳩町の未登記地に関して、地権者から承諾印をもらいに行くので、同行してほしい旨、印取り後、嘱託登記の書類作成をしてほしい旨依頼した。

同日の業務打合せにおけるB側の出席者はA組合員のみであった。

(エ) 同年10月1日の業務打合せにおいて、大和高田市築山の件で、境界復元作業に関して、業務発注せず我々で作業することを考えているので、過去の経験を生かして協力するよう依頼した。

同日の業務打合せにおけるB側の出席者はA組合員のみであった。

(オ) 20年3月17日の業務打合せにおいて、大和高田市から明示図の作成要領についての打合せ依頼だったので、その打合せに同席してほしい旨、大和郡山市小泉町の原本証明について、不審な点があり、法務局で調査するので、資料等の準備をしてほしい

旨、郡山土木から、国道 163 号と旧道の管理区分に関する立会の依頼があったので、同行してほしい旨依頼した。

同日の業務打合せにおける B 側の出席者は A 組合員のみであった。

(カ) 同年 3 月 24 日の業務打合せにおいて、機器の操作説明もあるので、京都国道事務所に測量器械を借りに行くのに同行してほしい旨、測量器械を使用して、田原本町の境界復元を年度内に行う予定であり、現地での作業日が確定すれば報告してほしい旨依頼した。

同日の業務打合せにおける B 側の出席者は A 組合員のみであった。

(5) 他課等との打合せ

A 組合員は、奈良国道事務所の職員から、奈良国道事務所管理第二課や同用地課等他の部署との打合せに同席を求められて出席することがあった。

(6) 業務処理結果日誌及び業務処理結果報告書

A 組合員は、毎日の業務の概要を業務処理結果日誌に記載し、週に 1 回 B にメールで送付していた。

また、A 組合員は、毎月初めに、一か月間に処理した業務の件数等を報告する業務処理結果報告書を B に提出していた。

5 就労管理等

(1) 奈良国道事務所における就労場所

A 組合員は、17 年 4 月から奈良国道事務所管理第一課で就労した。17 年 9 月頃には、管理第一課に、A 組合員のほか、同課の職員 6 名、非常勤職員 1 名及び A 組合員と同じく B 所属の職員の合計 9 名がおり、同じ部屋で業務を行っていたところ、A 組合員は、

同課の職員と机を並べた席で仕事を行っていた。

また、18年3月に管理第一課の部屋が移動となった際も、同じように、A組合員の席は、同課の職員らと机を並べる座席配置であった。

そして、18年10月の大坂労働局長による下記9(2)の指導の後、

A組合員の座席配置が変更され、A組合員は、B所属の職員と2名で机を向かい合わせに並べた席となり、同課職員の机との間にパーテーションが置かれた。

(2) 日常の労働時間管理等

ア 出勤管理

A組合員は、Bが用意した出勤簿に押印し、Bに提出していた。

また、A組合員は、Bからの指示で、出勤日の勤務従事時間、超過勤務時間や有給休暇取得日を一か月ごとにまとめた報告書をBに提出していた。Bでは、A組合員から提出された上記勤務時間の報告書をもとに、A組合員の超過勤務手当を計算して支給していた。

イ 休暇申請

A組合員は、休暇を取得しようとするときは、まず奈良国道事務所の職員に休暇を取ってもいいか確認した上で、Bに休暇の申請を行い、Bが申請された休暇の承認を行っていた。奈良国道事務所の職員に聞いてからBに休暇の申請を行うことについては、A組合員はBの指示で行っていた。

ウ 名札

A組合員は、奈良国道事務所職員から名札を渡され、勤務時間中に付けるよう言われていた。この名札には「奈良国道事務所管理第一課 A」と表示されていた。

エ 名刺

A 組合員は、B から奈良国道事務所管理第一課の現場技術職員又は管理補助員という肩書が記載された名刺を渡されていたが、19年4月以降に渡された名刺には、さらに括弧書きで B の名称が記載されていた。

オ 作業服

A 組合員は、B から作業服を貸与されていた。その作業服は、奈良国道事務所の職員の作業服とは色が異なっていた。

6 A 組合員の奈良国道事務所における就労の終了等について

(1) A 組合員の奈良国道事務所における就労の終了

21年1月下旬、B は、A 組合員に対し、翌年度の奈良国道事務所からの業務発注がなくなったので、雇用契約の更新はしない旨口頭で伝えた上、同年2月12日、同人に対し、雇用期間満了通知書を交付した。

B は21年4月以降、A 組合員との間で雇用契約を締結しなかつた。なお、A 組合員は、21年3月中旬から下旬にかけて、奈良国道事務所の職員に対して引継ぎを行った。

(2) その後の奈良国道事務所における業務の発注状況

21年度及び22年度には、奈良国道事務所を業務場所とする業務の発注は行われなかつたが、23年度及び24年度には、A 組合員が従事していた境界明示に関する受付業務等を含めた業務（奈良国道事務所を業務場所とするもののほかに、奈良維持出張所及び橿原維持出張所を業務場所とするものも含まれている。）の発注が行われ、それぞれB が受託した。

7 組合の団交申入れについて（団交経緯）

(1) B への団交申入れ

A 組合員は、B から雇用期間満了通知書を受けた後、21年3月15日、支部に加入した。

同月17日、組合は、B に対し、A 組合員の解雇（雇用契約終了）を撤回し、雇用継続を行い、就労させることを要求して団交申入れを行い、同月24日及び28日に、組合と B は団交を行ったが、

B は、奈良国道事務所からの発注がなくなったことによるものでやむを得ないなどとし、A 組合員の雇用継続の求めに応じなかつた。

(2) 本件団交申入れ

ア 5. 28団交申入れ

組合は、近畿地方整備局長に対して、21年5月28日付け団交申入書を提出し団交を申し入れたが、国は、同団交申入れに応じなかつた。

同団交申入書には、次のような記載があつた。

「 A 組合員は、2005年3月から今年3月まで丸4年間、奈良国道事務所で「管理補助員」として勤務してきました。この間、2006年10月、貴局と B は A 組合員のような働きかせ方が「偽装請負」であると大阪労働局から是正指導され、それを隠蔽するために2006年12月に A 組合員を一旦出身コンサルタント会社に戻し、その後2007年4月から B の社員として奈良国道事務所で働きかけてきました。しかし、その後も奈良国道事務所職員の直接指揮命令の下で働いてきたことは明らかであり、形式的に身分は変わっても「偽装請負」状態は続いており、A 組合員の雇用について貴局の責任も免れないものと考えるべきです。

B は A 組合員に対し4年間にわたって繰り返し雇用契約を更新しており実態は「期間の定めのない雇用契約」であ

ったこと、さらに貴局と B の一方的都合で不安定・不利益な「偽装請負」状態で働かせたあげく A 組合員が従事していた業務が継続しているにもかかわらず貴局と B の都合で一方的に解雇することは違法行為の上に雇用責任を放棄するものであり、到底許されるものではありません。

(中略)

つきましては以下の事項で団体交渉の開催を申し入れますので、誠実に対応するよう要求いたします。

記

1 要求事項

貴局が A 組合員に対し長年にわたって「偽装請負」状態で働かせてきたことの責任を自覚し、貴局もしくは B において A 組合員の雇用継続と雇用の安定を図ること。

2 団体交渉の日時と場所

日時 6月5日（金）午後3時から

場所 貴局会議室 」

イ 7. 14 団交申入れ

組合は、近畿地方整備局長に対して、21年7月14日付け団交申入書を提出し団交を申し入れたが、国は同団交申入れに応じなかった。

同団交申入書には、次のような記載があった。

「 当組合は、貴局の団体交渉拒否に対して強く抗議するものです。 A 組合員が奈良国道事務所で働いていた2006年10月、 A 組合員と同様の雇用関係で働いていた労働者に関して、貴局と B は労働者派遣法違反で大阪労働局から是正指導されています。

すなわち、貴局が A 組合員の派遣先として雇用責任があることは明らかであり、大阪労働局の指導後パーティーションで区切る等の隠蔽工作を行ったとしても業務についての指揮命令の実態は変わるものではなく派遣先として貴局の責任は免れるものではありません。

(中略)

つきましては以下の事項で団体交渉の開催を申し入れますので、誠実に応諾されるよう要求いたします。

記

1 要求事項

貴局が A 組合員に対し、長年にわたって「偽装請負」状態で働かせてきたことの責任を自覚し、貴局もしくは Bにおいて A 組合員の雇用継続と雇用の安定をはかること。

2 団体交渉の日時と場所

日時 7月21日（火）午後3時から

場所 貴局会議室 」

ウ 12. 21団交申入れ

組合は、近畿地方整備局長に対して、21年12月21日付け団交申入書を提出し団交を申し入れたが、国は同団交申入れに応じなかった。

同団交申入書には、次のような記載があった。

「しかし、B は、貴局からの委託業務の発注が停止されたことと「契約満了」を口実に A 組合員の不当解雇をいまだに撤回しておりません。

この不当解雇は貴局に重大な責任があることは明らかです。

すなわち貴局と B は、職安法第44条違反、労働者派遣法違反の違法な無権利・不安定な状態で4年間も働かせ、都合が悪くなると物のように切り捨て A 組合員の働く権利、生きる権利を奪っています。

貴局は、2006年10月、 A 組合員のような働かせ方が労働者派遣法違反にあたるとして大阪労働局から是正指導され、形式的小手先だけの対策を講じたとはいえ、その後も A 組合員は奈良国道事務所で奈良国道事務所の直接指揮・命令の下で働く等、「偽装請負」状態であることは明らかです。

(中略)

奈良国道事務所で A 組合員が従事していた業務は、国土交通省の公共サービス業務として貴局の職員が直接従事すべきでありその業務に4年間も従事していた A 組合員の雇用に貴局は直接責任があります。

(中略)

つきましては以下の事項で団体交渉の開催を申し入れますので、誠実に対応するよう要求いたします。

記

1 要求事項

貴局が A 組合員に対し、長年にわたって「偽装請負」状態で働かせてきたことの責任を自覚し、貴局もしくは(社)Bにおいて A 組合員の雇用継続と雇用の安定を図ること。

2 団体交渉の日時と場所

日時 2009年12月25日(金) 15時から

場所 貴局会議室 」

8 A 組合員の地位確認等請求訴訟について

21年7月、A 組合員は、大阪地方裁判所に B を被告として地位確認等請求訴訟を提起した。

22年9月10日、大阪地方裁判所は、A 組合員の B に対する地位確認請求等の訴えを却下ないし棄却した。

23年7月1日、大阪高等裁判所は、上記事件に係る A 組合員の控訴を棄却した。

24年2月9日、最高裁判所は、上記事件に係る A 組合員の上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とする決定をした。

9 大阪労働局長による行政指導

(1) B に対する行政指導

ア 大阪労働局長は、18年10月4日、B に対し、B と建設コンサルタント会社等との間で出向契約を締結して行われている業務の実態は、労働者供給事業に該当すると認められ、職業安定法第44条に違反するので是正を求める旨の指導を行った。

同日、B は記者発表を行い、「B は、速やかに建設コンサルタント等との間の出向契約を解消し、現在、B が行っている業務のうち、出向者が行っている業務については、出向者の雇用の安定が図されることを前提に、その実施方法を見直して参ります。」と発表した。

イ 大阪労働局長は、18年10月6日、B に対し、B が、近畿地方整備局の下部組織である大阪国道事務所及び近畿技術事務所から受託している管内道路巡回・道路管理補助業務（大阪国道事務所）及び土木設計業務等（近畿技術事務所）の実施に当たり、各事務所が①特記仕様書で業務に従事する B 職員の人数を指定していること、②当該業務に従事する B 職員の休暇について、事前

に報告書を提出させることにより事務所職員が休日の管理を行っていることは、いずれも昭和61年労働省告示第37号で定められた基準を満たしておらず、たとえ委託（請負）契約により行われる業務であっても労働者派遣事業に該当するものであり、労働者派遣法第16条第1項に違反する（労働者派遣事業の許可を受けず、又は届出を行わずに労働者派遣事業を行っている）として是正指導を行った。

同日、Bは記者発表を行い、今回の大阪労働局の是正指導を踏まえ、速やかに契約内容を見直し、近畿地方整備局との間で行われている業務等委託契約を告示第37号の基準を満たした適正なものに改善すること、また、事務所職員とB職員が混在しているため、事務所職員から業務指示が行われ得る環境にあることから、これについても改善するよう指導を受けたとして、一層の適正化を進める観点から、近畿地方整備局と十分調整しつつ、速やかに適切な措置を講じることとする旨発表した。

(2) 大阪国道事務所及び近畿技術事務所に対する行政指導

大阪労働局長は、18年10月6日、近畿地方整備局の下部組織である大阪国道事務所及び近畿技術事務所に対しても、Bに委託している上記(1)イの業務に関して、同じ理由により、労働者派遣法第24条の2に違反する（労働者派遣業の許可又は届出を行っていない事業主から労働者派遣の役務を受けている）として是正指導を行った。

同日、近畿地方整備局は記者発表を行い、上記(1)イにおけるBによる記者発表と同旨の内容及び今後速やかにパーテーションで区切るなど、事務所職員とB職員の混在の解消を図っていく旨発表した。

第4 当委員会の判断

1 争点1(国は、本件団交申入れに応すべき労組法上の使用者に当たるか。)について

(1) 労組法第7条の使用者性についての考え方

ア 労組法第7条は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するために、労働者が自主的に労働組合を組織し、使用者と労働者の関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること、及びその他の団体行動を助成しようとする労組法の理念に反する使用者の一定の行為を禁止するものであるから、同条にいう「使用者」は、同法が上記のように助成しようとする団体交渉を中心とした集団的労使関係の一方当事者としての使用者を意味し、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではない。雇用主以外の者であっても、例えば、当該労働者の基本的な労働条件等に対して、雇用主と部分的とはいえる者や、当該労働者との間に近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存する者もまた雇用主と同視できる者であり、これらの者は、その同視できる限りにおいて労組法第7条の「使用者」と解すべきである。

イ 前記第3の2で認定のとおり、A組合員は、C、その後、Bに雇用されていた労働者であり、国とA組合員との間に雇用関係は存在せず、存在したこともない。したがって、国が、本件団交申入れに係る団交事項に関し、労組法第7条の「使用者」に当たるといえるかどうかは、上記アの説示のうち、雇用主以外の場合について述べたところによるべきである。

(2) 国が、A組合員の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたとい

えるか否かについて

ア 判断の視点について

本件は、前記第3の7認定のとおり、Bとの間で雇用契約が更新されなかった A組合員に関し、組合が国に対して、近畿地方整備局あるいはBにおけるA組合員の雇用継続・雇用の安定を求めて本件団交申入れをした事案であるところ、本件団交申入れに係る団交事項は、就労の諸条件にとどまらず、同組合員の雇用そのもの、すなわち、採用、配置、雇用の終了等の一連の雇用の管理に関する決定に関わるものであるということができる。

そうすると、本件において、国が労組法第7条の「使用者」に当たるといえるためには、国が、A組合員に係る上記一連の雇用の管理に関する決定について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有している必要があるものと解される。なぜなら、上記雇用主以外の場合について述べたところは、基本的な労働条件等に対して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有している者は、労働契約上の雇用主そのものとはいえなくとも、部分的とはいえ雇用主と同視できるその限りにおいては「使用者」と解すべき者といえると考えるものであるから、本件のように、団交事項が雇用そのものに関わるものである場合に、雇用に関する決定について現実的かつ具体的な支配力を有していない者を雇用主と同視できる者として労組法上の「使用者」と解することはできないからである。

そこで、以下、国が、A組合員に係る一連の雇用の管理に関する決定について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたか否か検討していくこととする。

イ A組合員に係る一連の雇用管理に関する決定について

(ア) 採用について

前記第3の2認定のとおり、A組合員の採用を決定し、
A組合員との間で雇用契約を締結していたのは、C及び
Bであり、これら採用の過程で、国がA組合員の面接を行
うなどして関与した事情は窺えない。

(イ) 配置について

前記第3の2認定のとおり、A組合員を奈良国道事務所に
配置することを決めていたのはC及びBであったと認め
られる。

組合は、18年度以降については、国は、Bとの間で、本
件業務に従事する者をA組合員と特定して契約を締結してき
た旨主張するところ、同主張は、国がA組合員の奈良国道事
務所における就労（配置）を決定していたとするものと解される。
しかしながら、国（奈良国道事務所）とBとの間の本件業務
の委託契約書、請負契約書あるいはその特記仕様書に業務に従事
する者を指定する記載は見受けられない。

なお、組合は、A組合員は、Bとの雇用契約更新の前
に、更新後である4月以降の奈良国道事務所における予定を組ん
でいたから、委託契約あるいは請負契約においてA組合員は
特定されていた旨主張するが、そのような予定が組まれていたこ
とを認めるに足る証拠はない。また、仮にそのような事実が認め
られるとしても、それは、翌年度もBが当該業務を受託する
見込みとなったために、その業務の予定が組まれたというにすぎ
ず、そのことをもって国が、委託契約あるいは請負契約に当たり、
A組合員を特定（指定）していたと認めることはできない。

そのほか、国がA組合員を本件業務の従事者として指定し

ていたような事情は窺えず、組合の上記主張は採用できない。

(ウ) 雇用の終了について

雇用の終了に関しては、前記第3の2(2)ケ、6認定のとおり、19年度の雇用契約締結に当たり、BからA組合員に示された雇用条件の中で、雇用契約の更新条件として、従事する業務が継続されるときとの条件が示され、それをA組合員も了解した上で、Bに契約職員として雇用され、20年度も引き続き雇用されてきたところ、21年度については、国からA組合員が従事していた奈良国道事務所における業務の発注がなかったことから、BがA組合員との雇用契約を更新せず（雇止め）、A組合員の雇用が終了したものと認められる。そして、このような雇用契約の更新条件を定めたのはBであり、そのような更新条件を設けることに国が関与するなどした事情は何ら窺えない。

したがって、A組合員の雇用の終了を支配・決定していたのはBであったといえ、国が、A組合員の雇用の終了について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたということはできない。

なお、組合は、国が21年度について奈良国道事務所の業務をBに発注しなかったことによって、A組合員が雇用を失ったのであるから、国がA組合員の雇用に関し支配力を有していた旨主張するが、上記発注に関する国の決定が、間接的にBによるA組合員の雇止めに影響を与えたとしても、それは、国が同雇止め自体を決定したといえるものではないから、国がA組合員の雇用の終了について現実的かつ具体的な支配力を有していたとはいえない。

ウ 小括

以上によれば、国が、 A 組合員の採用、配置、雇用の終了といった一連の雇用の管理について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたということはできない。

したがって、本件において、この観点から、国が労組法上の「使用者」であるということはできない。

(3) 国と A 組合員との間に近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存していたといえるか否かについて

ア 組合の主張

組合は、国と B との間の業務委託ないし業務請負の実態は、労働者派遣であり、国は、労働者派遣法第40条の4所定の直接雇用申込義務を負う地位にあったのであるから、本件は、近い将来において、雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存する場合といえる旨主張する。

イ 国の A 組合員に対する指揮命令の有無等

業務委託ないし業務請負においては、注文主と受注者の労働者との間には指揮命令関係が存在しないが、労働者派遣においては、派遣先事業主と派遣労働者との間に指揮命令関係が存在することになる。そこで、以下ではまず、奈良国道事務所における A 組合員の勤務に関し、国の A 組合員に対する指揮命令があつたかを検討する。

(ア) 業務処理に関する指導について

前記第3の4(1)認定のとおり、 A 組合員が17年4月に奈良国道事務所で就労を開始するに当たり、 B から A 組合員に対して、業務の進め方についての説明はなく、 A 組合員

は、奈良国道事務所の職員から道路境界明示業務に係る事務取扱要領等を渡され、これに従って作業を進めるよう指示され、奈良国道事務所の職員とともに業務を行い仕事を覚えていった。このように、業務遂行に必要な業務の進め方に関する指導が、Bではなく奈良国道事務所の職員により行われていたことは、業務処理に関する指導の面において、国による A 組合員に対する指揮命令が行われていたものといえる。

(イ) 道路境界明示業務について

A 組合員が主に従事していた境界明示に関する業務は、申請者から提出された申請書等の不備を確認し、境界明示に関して必要な資料の調査・収集を行うことが基本となる業務であった。もっとも、前記第3の4(2)ウ(イ)認定のとおり、現場立会いにおいて、奈良国道事務所の職員が、申請者等に対する国の主張する境界線の説明を A 組合員に行わせたり、分からぬ事項について、A 組合員に対して、同人が持参している資料の確認や説明を求めるなどしていたことが認められ、A 組合員もそれに応じていたものと窺える。

この点、国は、現場立会いにおける補助の業務は、元々 A 組合員が行うべき業務である旨主張する。しかしながら、その補助業務の内容は、上記のとおり、そもそも現場において、奈良国道事務所の職員が、A 組合員に対して業務の指示をすることが前提とならざるを得ないようなものであって、受注者である B が独立して行うことのできるような業務ではなく、このような業務を請負の形式により行わせることはできないものといえる。

したがって、道路境界明示業務に関して、請負の枠組みを超えて、業務遂行に関する指揮命令が行われていたものといえる。

(ウ) 個別業務の指示について

前記第3の3(3)ア、イ(イ)認定のとおり、19年度の請負契約においては、発注者である奈良国道事務所の監督職員と受注者であるBの主任技術者との間で打合せを行うこととされていたところ、その打合せの中では、前記第3の4(4)イ認定のような個別具体的な業務の指示が、奈良国道事務所の監督職員からB側の出席者に対して行われていた。そして、上記の業務指示に関して言えば、B側からはA組合員のみが出席した業務打合せにおいて、奈良国道事務所の監督職員から指示されたものであった。この点、特記仕様書では、発注者である奈良国道事務所の監督職員から受注者であるBの主任技術者に対してなされる業務指示について、主任技術者の代務者として現場責任者が配置されていれば、現場責任者が打合せを行い、指示を受けるものとされており、本件では、A組合員が現場責任者とされていた（前記第3の3(3)ア及びイ(イ)）。

しかしながら、Bの職員として、奈良国道事務所における請負業務に従事していたのはA組合員であったのであり、上記指示のあった個別業務もA組合員が行うことが前提とされていたものであったことからすると、形式上は、奈良国道事務所からBに対する業務指示であっても、実質的には、奈良国道事務所からの当該業務に従事するA組合員に対する直接の業務指示であったと評価すべきものである。なお、A組合員が、業務打合せの概要を記載した打合せ記録簿をその都度作成し、後日、Bの主任技術者であるZ4がそれを確認していたことが認められるが、事後的なものであり、また、打合せ記録簿には指示された業務の概要の記載しかなく、より詳細な指示内容は、

奈良国道事務所の職員から A 組合員に対してなされているものと考えられることからすると、上記判断を左右するものではない。

また、19年度における請負契約に係る特記仕様書の第12条(前記第3の3(3)イ)によれば、そこに挙げられる 1)①ないし⑬の内容が発注業務の内容とされているところ、上記の個別の業務指示には、未登記地の地権者の承諾印をもらうのに同行を求める(前記第3の4(4)イ(ウ))などといったものがあるなど、特記仕様書に記載された業務内容に含まれるとは言い難い業務指示が行われていたといえる。この点、B が作成して奈良国道事務所に提出した業務計画書には、特記仕様書の業務内容 1)①ないし⑬の業務を行うことに加え、「⑭その他、境界明示に関することで、監督職員が指示する事項」といった記載があり(前記第3の3(3)ウ)、国は、このような業務も請負業務の内容として確認されていたものであり、これに基づき、奈良国道事務所の監督職員は B の現場責任者(A 組合員)に対して、境界明示申請手続を伴わない関係自治体、国の機関等からの道路敷地境界の確認依頼、資料確認依頼等の業務指示をし、B すなわち A 組合員の業務内容になっていた旨主張する。

しかしながら、仮に、境界明示に関することで、監督職員が指示する事項も業務内容とすることが奈良国道事務所と B との間で確認されていたとしても、その内容は、範囲が不明確であり、受注者が独立業務として処理すべきものとして特定されているとは言い難く、請負契約の対象業務としてはなじまないものである。そして、そのような業務は、その都度、個別の指示によって業務内容が決まるものであるところ、上記のとおり、個別業務の指示

は、実質的には、当該業務に従事する A 組合員に対して直接行われていたといえる実態にあったのであるから、いずれにせよ請負の枠組みを超えた業務指示が行われていたといえる。

(イ) 就労時間その他勤務管理について

前記第3の5(2)ア認定のとおり、A 組合員の出勤管理や就労時間の管理については、Bにおいて行われていたものといえ、少なくとも、国がこれらの管理を行っていたとは認められない。また、休暇管理については、前記第3の5(2)イ認定のとおり、

A 組合員は、休暇を取る際に、奈良国道事務所の職員に伝えてから、B に休暇申請を行っていたものであるが、そのような休暇の取り方は、B からの指示で行っていたものであり、最終的に B が休暇の承認を行っていたことも考慮すると、休暇の管理を国が行っていたとまでは言い難い。なお、A 組合員は、再審査における審問において、最初に奈良国道事務所の職員から休暇の取り方についての話があり、それを受け B からそういった話があったと思う旨述べるが、初審審問においてはそのようには述べていなかったこと、組合も、A 組合員が B から言われて行っていた旨の初審命令の認定に対して、特段の留保なく争わないとしていたことからすると、再審査における

A 組合員の上記証言は採用し難い。

(オ) 小括

以上のとおり、国は、部分的とはいえ、A 組合員に対して指揮命令を行い業務を行わせていたものと認められ、労働者派遣法の定める諸要件を満たさない労働者派遣に該当することになる。

ウ 直接雇用申込義務の有無

組合は、国は、A 組合員に対して指揮命令を行う実態にあつ

たのであるから、労働者派遣法第40条の4に基づく直接雇用申込義務を負う地位にあった旨主張する。

確かに、上記イのとおり、A組合員が従事していた請負業務は、労働者派遣法の定める諸要件を満たさない労働者派遣に当たるといえる。

しかしながら、労働者派遣法第40条の4所定の直接雇用の申込義務は、労働者派遣法上の派遣元事業主（一般派遣元事業主又は特定派遣元事業主）からその雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（「派遣先」。同法第31条、第23条第1項参照。）が、同法第40条の2第1項に定める業務につき、派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けている場合に生じ得る義務であり、しかも、同申込義務は、派遣元事業主によって派遣先事業主に対する派遣可能期間に抵触する日（以下「抵触日」という。）の通知がなされていることを要件とするものである。

しかし、本件は、請負あるいは業務委託の契約方式により、Bの職員が本件業務に従事していた事案であり、国が「派遣先」に該当するものであったと認めるに足る証拠はなく、また、Bから国に対して抵触日の通知がなされたと認めるに足る証拠も存在しない。したがって、本件においては、労働者派遣法第40条の4に基づく国の直接雇用（任用）の申込義務が発生していたと認めることはできない。

この点、組合は、労働者派遣法第40条の4について、手続要件を充たさなければ適用が認められないとの考えは、法を遵守した者には義務が発生するが、法を守らなければ義務が発生しないという理不尽な解釈であるとして、本件においては同条が類推適用される旨主張する。しかしながら、労働者派遣法第40条の4の直接雇用

の申込義務は、15年の労働者派遣法の改正に際して、労働者派遣事業の規制を一定程度緩和したこととの関連で要件を特定して創設された義務であることを考慮すると、同法の定める要件は規定どおりに解釈すべきことが要請される。そして、労働者派遣法第40条の4の直接雇用の申込義務は、上記のとおり「派遣先」に発生する義務として定められたものであり、同法が「派遣先」（同法第31条）と「派遣先」を含む広い概念である「労働者派遣の役務の提供を受ける者」（同法第24条の2等）とをあえて区別していることからしても、また、同法第40条の4が同法第35条の2第2項に規定する派遣元事業主からの派遣先への「抵触日の通知」をあえて要件としていることからしても、「派遣先」でない者が労働者派遣の役務の提供を受けている場合、あるいは上記抵触日の通知がない場合において、同法第40条の4を類推適用して同条と同様の直接雇用の申込義務を認めたりすることは適切でないというべきである。

エ 小括

以上のように、本件において、国に直接雇用申込義務が発生しない以上、国が直接雇用申込義務を負うことを前提とする組合の主張には理由がない。

また、そのほか、国と A 組合員との間に近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存していたといえるような事情は窺えず、この観点から、本件において国の労組法上の「使用者」性を認めることはできない。

(4) 小括

以上によれば、本件において、国は、労組法上の「使用者」ということはできない。

2 結論

上記1のとおり、本件において、国は、労組法上の「使用者」ということはできないから、その余の点について判断するまでもなく、本件団交申入れに係る組合の救済申立てはいずれも理由がない。

3 主文の変更について

本件においては、国が労組法第7条の使用者に当たらないとした初審の判断は正当であるが、その判断の内容は、上記1にみたとおり、本件の事実関係についての詳細な認定と評価に関わるものであって、「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなとき」（労働委員会規則第33条第1項第5号）に該当するとは言い難いので、本件各救済申立てを却下することは適切でなく、むしろ同申立てを棄却するのが適切である。

したがって、主文を変更し、一旦初審決定を取り消した上で、本件各救済申立てをいずれも棄却する。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条に基づき、主文のとおり命令する。

平成26年3月5日

中央労働委員会

第二部会長 岩村 正彦 